

【令和8年度】

未熟児養育療費について

—養育医療に関する問い合わせ—

〒421-0301 吉田町住吉1567

吉田町役場 健康づくり課健康推進部門（保健センター）

〈電話〉 0548 - 32 - 7000

1 養育医療(未熟児養育医療給付)とは

養育医療は、身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が指定医療機関において入院治療を受ける場合、その治療に要する医療費の一部を町が負担する制度です。

< 1 > 支給対象

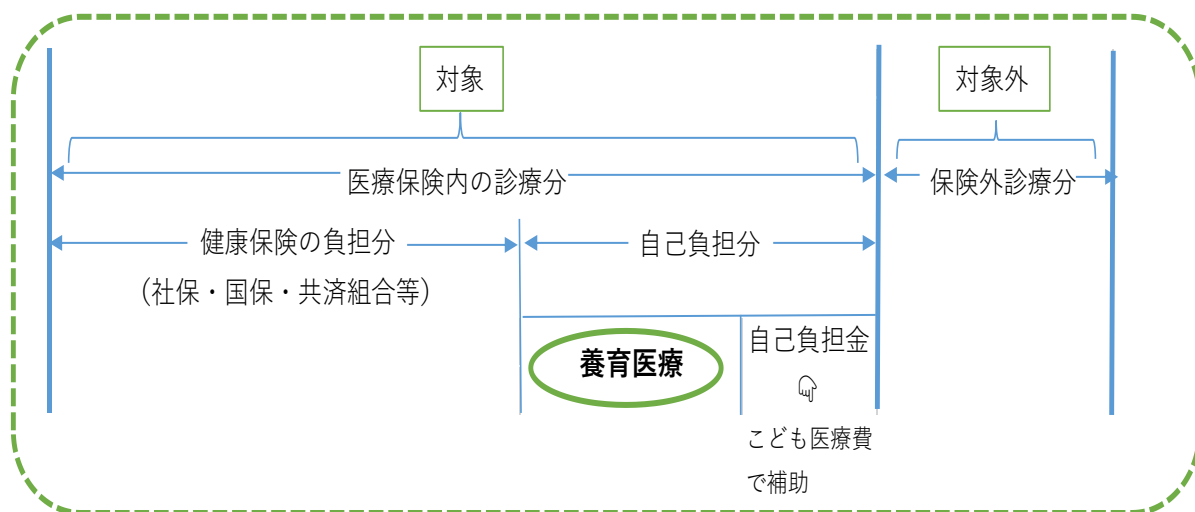
- ①出生時体重が 2,000g 以下の乳児
- ②指定養育医療機関において医師が入院を必要と認めた乳児

< 2 > 支給期間

指定養育医療機関の入院期間中に限る（最長1歳の誕生日の前々日まで）

< 3 > 医療給付と自己負担金

- ・養育医療では、保険医療に関わる医療費の一部を助成します。
（保険外診療となる紙おむつ、シーツ、差額ベッド代等は対象外）
- ・対象となる自己負担分のうち、一部を養育医療として町が助成し、残りを自己負担金として扶養義務者が支払うこととなりますが、委任状を町に提出いただくことにより、吉田町こども医療費から全額補助できるため、扶養義務者の負担はありません。
- ・自己負担金は、市町村民税額に応じて決まります。
- ・一世帯で同じ月に2人以上が対象となる場合、自己負担金のうち、1人は1/10の金額になります。



2 申請時の必要書類

保護者の方は、「養育医療意見書」を受け取った後、速やかに次の書類等を健康づくり課（保健センター）へ御持参ください。（原則、入院中）

- ① 養育医療給付申請書（様式第1号）
- ② 養育医療意見書（様式第2号）
- ③ 世帯調書（様式第3号）
- ④ 委任状（様式第13号）
- ⑤ 児の加入している保険者、記録番号が確認できるもの（医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」もしくはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等）
- ⑥ 個人番号（マイナンバー）カード又は通知カード（世帯全員分）

3 給付の決定・支払い方法等

- (1) 申請後、給付が決定すると約1ヶ月後に「養育医療券」が交付され、郵送されます。
- (2) 養育医療券がお手元に届いてから3～6ヶ月後に町から「自己負担金決定通知」が郵送されます。

※申請時に委任状を提出していただいた方…

町から保護者の方への自己負担金の請求はなく、自己負担金を支払っていただく必要はありません。

※申請時に委任状を提出いただかなかった方…

「自己負担決定通知」に「納入通知書」を添付し郵送しますので、納期限までに指定金融機関で自己負担金を支払い、その後、こども未来課（役場5階）の窓口で償還払いの手続きをしてください。